



# 茨城県報 第 2821 号

平成28年 8 月22日

月 曜 日

## 目 次

### 規 則

ページ

- 茨城県建設工事執行規則の一部を改正する規則（監理課）…………… 1
- 茨城県建設コンサルタント業務執行規則の一部を改正する規則（監理課）…………… 2

### 告 示

- 統計調査の内容の変更（統計課）…………… 3
- 介護老人保健施設の開設許可（長寿福祉課）…………… 3
- 指定障害児通所支援事業者の廃止（障害福祉課）…………… 3
- 大規模小売店舗の新設の届出（中小企業課）…………… 3
- 大規模小売店舗の変更の届出（中小企業課）…………… 5
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告（4件）（中小企業課）…………… 5
- 道路の供用の開始（2件）（道路維持課）…………… 8
- 指定構造計算適合性判定機関の事務所の所在地の変更（建築指導課）…………… 9

### 公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告（3件）（生活文化課）…………… 9
- 公共測量の実施（用地課）…………… 11
- 開発行為の工事完了（9件）（建築指導課）…………… 11
- 道路の位置の指定（建築指導課）…………… 13
- 入札公告（生活衛生課）…………… 13

### （ 警 察 本 部 ）

- 落札者等の公示（4件）…………… 18

### 正 誤

- 平成28年 3 月29日付け茨城県報号外第17号中…………… 20

## 規 則

### 茨城県規則第77号

茨城県建設工事執行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年 8 月22日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県建設工事執行規則の一部を改正する規則

茨城県建設工事執行規則（昭和43年茨城県規則第69号）の一部を次のように改正する。

様式第2号第36条中「、労働者災害補償保険料及び保証料」を「及び現場管理費並びに一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定に基づき、前払金を現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に相当する額として必要な経費の支払に充当する場合には、当該支払に充当する額は、当該前払金の額の100分の25以内とする。

様式第2号第46条第3項中「第1項」の次に「(第6号を除く。)」を加える。

様式第2号第46条の2第1項第1号中「第49条第1項」を「第49条」に、「第50条第1項」を「第62条第1項」に改め、「又は独占禁止法第66条第4項の規定による審決」、「又は審決」及び「(独占禁止法第77条の規定により、この審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。)」を削り、同項第2号を削り、同項第3号中「第8条第1項第1号」を「第8条第1号」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号中「第8条第1項第1号」を「第8条第1号」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とする。

様式第2号第49条の2第1項中「又は審決」を削り、同条第2項第1号中「又は確定した審決（納付命令に係る審決に限る。）」を削り、同項第2号中「第46条の2第1項第5号」を「第46条の2第1項第4号」に改める。

#### 付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の茨城県建設工事執行規則様式第2号第36条の規定は、平成28年4月1日以後に締結された契約について適用し、同日前に締結された契約については、なお従前の例による。

### 茨城県規則第78号

茨城県建設コンサルタント業務執行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年8月22日

茨城県知事 橋 本 昌

#### 茨城県建設コンサルタント業務執行規則の一部を改正する規則

茨城県建設コンサルタント業務執行規則（平成8年茨城県規則第19号）の一部を次のように改正する。

様式第2号第41条の2第1項第1号中「第49条第1項」を「第49条」に、「第50条第1項」を「第62条第1項」に改め、「又は独占禁止法第66条第4項の規定による審決」、「又は審決」及び「(独占禁止法第77条の規定により、この審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。)」を削り、同項第2号を削り、同項第3号中「第8条第1項第1号」を「第8条第1号」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号中「第8条第1項第1号」を「第8条第1号」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とする。

様式第2号第45条の2第1項中「又は審決」を削り、同条第2項第1号中「又は確定した審決（納付命令に係る審決に限る。）」を削り、同項第2号中「第41条の2第1項第5号」を「第41条の2第1項第4号」に改める。

#### 付 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 茨城県告示第1100号

平成28年7月21日茨城県告示第993号で告示した統計調査について、調査の対象を次のとおり変更するので、茨城県統計条例（平成20年茨城県条例第45号）第12条の規定に基づき告示する。

平成28年8月22日

茨城県知事 橋 本 昌

#### 調査の対象

日立市、龍ヶ崎市、常陸太田市、牛久市、稲敷市、つくばみらい市及び東海村を除く県内の市町村において、転入届（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条に規定する届出をいう。）若しくは転出届（同法第24条に規定する届出をいう。）を市町村長に提出した者とする。

### 茨城県告示第1101号

介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の規定に基づき、次のとおり許可したので、茨城県指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則（平成12年茨城県規則第125号）第11条第2項の規定により告示する。

平成28年8月22日

茨城県知事 橋 本 昌

介護保険事業所番号	申請者の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
0850380072	医療法人晴生会	新谷 正義	鹿嶋市宮中1995番地の24	介護老人保健施設 常総の郷	土浦市荒川沖6番地110	平成28年8月1日	介護老人保健施設

### 茨城県告示第1102号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の19第2項に規定する廃止の届出があったので、同法第21条の5の24第2項の規定により告示する。

平成28年8月22日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	サービスの種類	廃止年月日
0850300047	児童デイサービス ライラック	土浦市城北町14-4	特定非営利活動法人みずほ福祉介護の会	放課後等デイサービス	平成28年9月1日

### 茨城県告示第1103号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

平成28年8月22日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

大和ハウス工業株式会社

代表取締役 大野 直竹

(2) 住所

大阪府大阪市北区梅田三丁目3番5号

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) 研究学園C53街区PJ A棟

つくば市学園の森二丁目14番1の一部

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
株式会社タイヨー	神栖市大野原四丁目7番1号	森田 剛

(3) 大規模小売店舗の新設をする日

平成29年4月11日

(4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,938㎡

(5) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数 124台

イ 駐輪場の収容台数 20台

ウ 荷さばき施設の面積 84.0㎡

エ 廃棄物等の保管施設の容量 20.8㎡

(6) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前8時

(閉店時刻) 午後10時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前7時30分～午後10時30分

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

3箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時～午後9時

3 届出年月日

平成28年8月10日

4 縦覧の場所

茨城県商工労働観光部中小企業課

茨城県告示第1104号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

平成28年8月22日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

オリックス株式会社

代表執行役 井上 亮

(2) 住所

東京都港区浜松町二丁目4番1号

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

MEGAドン・キホーテ日立店

日立市東滑川町四丁目1943番4

(2) 変更した事項

ア 大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称)ドン・キホーテ日立店

(変更後) MEGAドン・キホーテ日立店

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(3) 変更の年月日

平成28年7月22日

(4) 変更する理由

ア 店舗名称が決定したため

イ 小売業を行う者が決定したため

3 届出年月日

平成28年8月8日

4 縦覧の場所

茨城県商工労働観光部中小企業課

茨城県告示第1105号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

平成28年 8 月22日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ニトリ稲敷店

稲敷市西代字東田1542番1 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第6条第1項)

平成28年 7 月28日

イ 変更した事項

(ア) 大規模小売店舗の名称

(変更前) テックランド茨城稲敷店

(変更後) ニトリ稲敷店

(イ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(3) 届出年月日

平成28年 7 月19日

2 市町村の意見

特になし

3 縦覧の場所

茨城県商工労働観光部中小企業課

茨城県告示第1106号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

平成28年 8 月22日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ニトリ稲敷店

稲敷市西代字東田1542番1 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第6条第2項)

平成28年 7 月28日

イ 変更しようとする事項

(ア) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 2,645㎡

(変更後) 3,429㎡

(イ) 駐車場の収容台数

(変更前) 115台

(変更後) 94台

(3) 届出年月日

平成28年7月19日

2 市町村の意見

特になし

3 縦覧の場所

茨城県商工労働観光部中小企業課

茨城県告示第1107号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

平成28年8月22日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミゆめみ野店

取手市ゆめみ野三丁目8番2

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第6条第2項）

平成28年7月28日

イ 変更しようとする事項

廃棄物等の保管施設の位置

(3) 届出年月日

平成28年7月12日

2 市町村の意見

特になし

3 縦覧の場所

茨城県商工労働観光部中小企業課

茨城県告示第1108号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

平成28年8月22日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミ岩瀬御領店

桜川市御領376番地の2

## (2) 届出の概要

## ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第6条第2項)

平成28年4月7日

## イ 変更しようとする事項

## (ア) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 3,232㎡

(変更後) 3,930㎡

## (イ) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 217台

(変更後) 150台

## (ウ) 駐輪場の位置

## (エ) 駐車場の自動車の出入口の位置

## (オ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前3時～午後11時

(変更後) 24時間

## (3) 届出年月日

平成28年3月28日

## 2 市町村の意見

特になし

## 3 縦覧の場所

茨城県商工労働観光部中小企業課

## 茨城県告示第1109号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成28年8月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成28年8月22日

茨城県知事 橋 本 昌

1 路 線 名 一般国道 461号

2 供用開始の区間 常陸太田市上高倉町字上坏1874番3地先から  
常陸太田市下高倉町字石測366番1地先まで

3 供用開始の期日 平成28年8月24日

## 茨城県告示第1110号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。



その関係図面は、平成28年8月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成28年8月22日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 銚田鹿嶋線
- 2 供用開始の区間 銚田市梶山1844番1地先から  
銚田市梶山1844番6地先まで
- 3 供用開始の期日 平成28年8月22日

茨城県告示第1111号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から構造計算適合性判定の業務を行う事務所を変更する旨の届出があったので、同法第77条の35の8第4項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成28年8月22日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 届出者の名称及び住所  
株式会社 建築構造センター  
代表取締役社長 田野邊 幸裕  
東京都新宿区新宿1丁目8番1号
- 2 変更後の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の名称及び所在地  
本社事務所 東京都新宿区新宿1丁目8番1号 大橋御苑駅ビル6階  
埼玉事務所 埼玉県さいたま市浦和区高砂2丁目2番3号  
さいたま浦和ビルディング3階  
神奈川事務所 神奈川県横浜市西区北幸2丁目3番19号  
日総第8ビル8階  
千葉事務所 千葉県船橋市葛飾町2丁目402番地3 丸庄ビル1階
- 3 変更しようとする年月日  
平成28年9月1日

公 告

●特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告する。

なお、当該定款変更認証申請に係る同項に規定する書類は、平成28年10月3日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成28年8月22日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 申請のあった年月日

平成28年8月3日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 茨城YMCA

(設立認証：平成11年10月7日，設立：平成11年10月19日)

## 3 代表者の氏名

柴川 林也

## 4 主たる事務所の所在地

茨城県つくば市東新井24番地7

## 5 定款に記載された目的

この法人は、キリスト教精神に基づき、奉仕のこころを養い、共に支え合い、一人ひとりが大切にされる地域社会の形成を目指し、特に青少年の精神、知性、身体の健全な成長を助けるとともに、世界各国のYMCAとの連帯のうちに、世界平和と民主的な社会の進展に寄与することを目的とする。

~~~~~

**●特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告する。

なお、当該定款変更認証申請に係る同項に規定する書類は、平成28年10月4日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成28年8月22日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 申請のあった年月日

平成28年8月4日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 SMSC

(設立認証：平成24年3月14日，設立：平成24年4月4日)

## 3 代表者の氏名

根本 敏宏

## 4 主たる事務所の所在地

茨城県稲敷市浮島4964番地

## 5 定款に記載された目的

この法人は、地域で暮らす精神障害のある方々やそれ以外の心の問題に悩む方々に対して、個々の問題を克服、または改善し、地域社会でその人らしい生活が出来るように支援する事業を行い、障害や心の悩みがあっても安心して生活できる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

~~~~~

**●特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告する。

なお、当該定款変更認証申請に係る同項に規定する書類は、平成28年10月10日まで、茨城県生活環境部生活文化課

県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成28年8月22日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成28年8月10日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 つくばスポーツアカデミー

（設立認証：平成25年8月22日，設立：平成25年9月2日）

3 代表者の氏名

石渡 琢磨

4 主たる事務所の所在地

茨城県つくば市栗原1856番地4

5 定款に記載された目的

この法人は、茨城県内の小、中学生に対してスポーツを通じた基本的な人間教育を行うとともに、保護者や指導者の育成事業を行い、青少年の健全育成と地域住民の健康増進に寄与することを目的とする。

●公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第5条の規定に基づく公共測量を次のとおり実施する旨通知があったので、同法第39条の規定において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成28年8月22日

茨城県知事 橋 本 昌

1 測量機関 神栖市

2 作業種類 公共測量（都市計画基本図作成 地図情報レベル2500）

3 作業期間 平成28年7月9日から

平成29年3月29日まで

4 作業地域 神栖市全域

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成28年8月22日

茨城県知事 橋 本 昌

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

東茨城郡茨城町大字宮ヶ崎字ヌカリ1874番12

2 事業主の住所及び氏名

東茨城郡茨城町宮ヶ崎1874番地4

半 田 誠

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

稲敷市椎塚字原1814番, 1815番, 1817番, 1818番

## 2 事業主の住所及び氏名

東京都江東区亀戸四丁目52番17号

三宝ゴム工業株式会社

代表取締役 柳 川 肇

---

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

稲敷市柴崎字居鎗6901番 1

## 2 事業主の住所及び氏名

稲敷市柴崎6901番地 1

吉 田 要 司, 吉 田 明 子

---

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

つくばみらい市板橋字農協前2526番

## 2 事業主の住所及び氏名

つくばみらい市板橋2823番地 9

鷺 澤 昌 樹, 鷺 澤 舞 奈

---

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

つくばみらい市台字神明567番 2

## 2 事業主の住所及び氏名

つくばみらい市台201番地 1

飯 泉 英 樹, 飯 泉 みゆき

---

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

稲敷郡美浦村大字木原字栗山作2920番 1 の一部

## 2 事業主の住所及び氏名

稲敷郡美浦村大字木原2920番地 1

沼 崎 政 夫

---

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

稲敷郡美浦村大字宮地字堀込665番13, 同番32

## 2 事業主の住所及び氏名

稲敷郡美浦村大字土屋1979番地447

諸 岡 雅 也

---

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

稲敷郡阿見町大字実穀字弥陀林1273番12, 同番14

2 事業主の住所及び氏名

稲敷郡阿見町大字実穀1273番地 7

農事組合法人いばらき県南阿見産直センター 理事 中 島 悟

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

北相馬郡利根町大字惣新田字上1864番 1

2 事業主の住所及び氏名

北相馬郡利根町四季の丘一丁目 1 番地13グラシア105

鈴 木 大 輔

●道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成28年 8 月22日

茨城県知事 橋 本 昌

指定番号	指定年月日	申請者		道路の位置	道路の幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
西七建指令 第98号	平成28年 8 月 5 日	平井美枝子	下妻市本宿町二丁目 13番地	下妻市下妻字小野子乙 572番 4, 575番20	メートル 4.04 から 8.19	メートル 15.66

●入札公告（電子調達）

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6の規定に基づき、一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定及び2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

平成28年 8 月22日

茨城県知事 橋 本 昌

1 入札に付する事項

(1) 調達する役務の名称及び数量

高速液体クロマトグラフタンデム四重極型質量分析計機器一式賃貸借

(2) 調達する役務の内容

高速液体クロマトグラフタンデム四重極型質量分析計仕様書による。

(3) 契約の期間

契約開始日から7年間（84ヶ月）ただし、翌年度以降の歳入歳出予算においてこの契約に係る金額について減

額又は削除があった場合は、この契約は、解除できるものとする。

(4) 納入場所

茨城県県西食肉衛生検査所 2階 測定室

2 担当部局

〒310-8555

茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県保健福祉部生活衛生課食の安全対策室 担当 會田

電 話 029-301-3424

F A X 029-301-0800

3 入札参加資格

- (1) 政令第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく競争入札参加資格があること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 本公告に示した調達物品の規格（仕様）に要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること。（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）
- (5) 賃借物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づき破産手続開始の申立てをし、又は申立てがなされている者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号又は同条第3号に規定する者又は次に掲げる者でないこと。
  - ア 暴力団員が、事業主又は役員となっている者
  - イ 暴力団員以外の者が代表取締役を務めているが、実質的には暴力団員がその運営を支配している者
  - ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者
  - エ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約、資材、原材料等の購入契約を締結している者
  - オ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
  - カ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有している者

4 資料の提出、入札及び通知の方法

この調達は、資料の提出、入札及び通知等を電子調達システムにより行う対象案件である。

電子調達システム URL : <https://ebid2.cals-ibaraki.lg.jp/CALS/Accepter/index.jsp>

なお、電子調達システムによりがたい者は、2の担当部局の承諾を得て紙入札方式に変えるものとする。

紙入札の承諾に関しては、2の担当部局に紙入札方式参加承認願を提出するものとする。

5 入札説明書の交付期間及び場所

(1) 交付期間

入札公告の日から平成28年9月16日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第7号）に定める休日を除く。

(2) 交付場所

ア 茨城県水戸市笠原町978番 6  
茨城県庁14階 茨城県保健福祉部生活衛生課食の安全対策室

イ 茨城県筑西市市野辺584  
茨城県県西食肉衛生検査所

#### 6 現地確認及び入札説明書等に関する質問

(1) この入札に参加しようとする者（以下「競争入札参加者」という。）は、以下の期間に必要なに応じて設置場所等の現地確認を行うこと。また、入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり電子調達システムにより質問すること。

##### ア 質問受付期間

公告の日から平成28年9月1日（木）午前12時まで。なお、これ以降に到達したものについては、回答しないので留意すること。

##### イ 質問受付先

2の担当部局に同じ。

##### ウ 方法

質問は電子調達システムにより提出すること。ただし、紙入札により参加の場合は、ファックスによる質問も認める。

(2) 質問に対する回答日時及び方法は、次のとおりとする。

##### ア 日時

平成28年9月12日（月）午後5時まで

##### イ 方法

電子調達システムの質問・回答機能により回答する。ただし、紙入札により参加の場合は、ファックスにより回答する。

#### 7 入札参加資格等の確認

競争入札参加者は、次のとおり電子調達システムを使用して電磁的記録をファイルに記録する方法、郵便又は持参により、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）に3(4)から(8)までに係る証明書を添付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

##### (1) 提出期限

平成28年9月16日（金）午前12時まで。なお、郵便又は持参の場合は、提出期限までに必着のこと。

##### (2) 提出方法

電子調達システムにより提出する。ただし、添付書類のファイル容量が3メガバイトを超える場合は、一般競争入札参加資格申請書のみをシステムにより提出し、残りを郵送又は持参により提出すること。

また、紙入札により参加する場合は、郵送又は持参により提出すること。

##### (3) 提出先

2の担当部局に同じ。

##### (4) 受付通知及び結果通知

ア 電子調達システムにより確認申請書を受理した場合は、証明書等受付通知書を発行する。

イ 入札参加資格の合格・不合格について審査し、平成28年9月26日（月）午後5時までに、証明書等審査結果通知書を発行する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

#### 8 入札書の提出方法及び開札場所等



競争入札参加者は、前記 6 の(2)の「質問に対する回答」を必ず確認し、次のとおり入札書を提出すること。

(1) 入札書の提出方法

電子調達システムを使用して、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を、電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により行う。

本公告における契約金額は貸借期間 84 ヶ月の総額で積算し、入札にあたっては、入札書には賃借料の月額を記載すること。

紙入札による場合は、入札書に必要事項を記入・押印のうえ封書にて、2 の担当部局に提出すること。

なお、封書は封かんし、表に入札に係る案件番号及び調達案件名、開札日、入札参加者の商号又は名称を表記し、更に「入札書在中」と朱書きするものとする。

郵送の場合は簡易書留郵便とすること。

落札決定に当たっては、予定価格に 108 分の 100 を乗じて得た価格の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 108 分の 100 に相当する金額（整数）を記載すること。

なお、提出した入札書は、いかなる理由があっても書き換え、引き替え、又は撤回することができない。

(2) 入札書の提出期限

電子調達システムによる提出の場合は、競争入札参加資格の確認を得た日から平成 28 年 10 月 3 日（月）午後 5 時までにシステムのファイルへ記録すること。

なお、郵便又は持参の場合は、上記日時までに上記 2 の担当部局に必着のこと。

(3) 開札日時及び場所

ア 日時

平成 28 年 10 月 4 日（火）午前 11 時

イ 場所

茨城県庁入札室（県庁舎 1 階）

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額の 100 分の 5 以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県財務規則（平成 5 年茨城県規則第 15 号。以下「財務規則」という。）第 143 条第 2 項各号いずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第 138 条第 2 項各号いずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除する。

10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき

(2) 入札参加資格がない者がした入札

(3) 入札書に記載すべき事項の記録がない電磁的記録又は記録した事項が明らかでない電磁的記録による入札

(4) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札（免除された者は除く。）

(5) 電報、電話及びファクシミリによる入札

(6) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札



- (7) 電子証明書を不正に使用した入札
- (8) 指定の日時までに電子入札システムのファイルに記録されなかった入札
- (9) 紙入札において、記名押印を欠くとき
- (10) 紙入札において、誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき
- (11) 紙入札において、首標金額を訂正した入札を行ったとき
- (12) 紙入札において、同一の入札に 2 通以上の入札を行ったとき
- (13) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は、無効とする。
- (14) その他この公告に示す条件に反した者がした入札

#### 11 落札者の決定方法等

- (1) 財務規則第146条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。
- (2) 落札者がいない場合は、再度入札を行うこととし、日程等については別に通知する。

#### 12 入札の辞退

競争入札参加者が入札を辞退する場合は、電子調達システムにより必ず辞退処理を行うこと。

ただし、紙入札により参加した者が入札を辞退する場合は、2の担当部局へ郵便又は持参により開札日時までに到着するよう辞退届を提出するものとする。

#### 13 再度入札等

- (1) 再度入札は 1 回とする。
- (2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
- (3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

#### 14 契約書作成の要否

要

#### 15 詳細は入札説明書による。

#### 16 その他

- (1) システム障害、天災が原因の停電等により入札・開札事務が処理できない場合は、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずるものとする。

なお、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずる場合は、電話、ファクシミリ、電子調達ホームページ等により必要な事項を連絡するものとする。

- (2) 競争入札参加者等は、入札後、この公告、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (3) 競争入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用は、すべて当該競争入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。

#### 17 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased:  
Liquid Chromatographic MS/MS Type Mass Spectrometer
- (2) Time limit for tender:  
Time limit of tender(by hand): 5:00 p.m.,October 3, 2016

Time limit of tender(by mail): 5:00 p.m., October 3 ,2016

Time limit of tender(by system): 5:00 p.m., October 3, 2016

(3) Submission location and contact number

Foods Safety Division, Environmental Health Division, Department of Health and Welfare,

Ibaraki Prefectural Government

978-6, Kasahara-cho,Mito-shi,Ibaraki-ken,310-8555,Japan

TEL 029-301-3424

~~~~~  
( 警 察 本 部 )

●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成28年 8 月22日

茨城県警察本部長 世 取 山 茂

[掲載順序]

①落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第4条第1項の公告又は第5条第1項の公示を行った日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項

①交通管理系システムの賃貸借 ②茨城県警察本部警務部会計課 茨城県水戸市笠原町978番6 ③平成28年 8 月 8 日 ④日立キャピタル株式会社 茨城法人支店 支店長 秋山 潔 茨城県水戸市泉町三丁目1番28号 ⑤1,603,044 円 (消費税及び地方消費税を含む月額) ⑥随意契約 ⑧地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号

~~~~~  
●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成28年 8 月22日

茨城県警察本部長 世 取 山 茂

[掲載順序]

①落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第4条第1項の公告又は第5条第1項の公示を行った日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項

①統合認証管理システムの賃貸借 ②茨城県警察本部警務部会計課 茨城県水戸市笠原町978番6 ③平成28年 8 月 8 日 ④株式会社 J E C C 営業本部長 村上 春生 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号 ⑤817,020円 (消費

税及び地方消費税を含む月額) ⑥随意契約 ⑧地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号

●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成28年8月22日

茨城県警察本部長 世取山 茂

[掲載順序]

①落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第4条第1項の公告又は第5条第1項の公示を行った日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項

①統合地図情報管理システムの賃貸借 ②茨城県警察本部警務部会計課 茨城県水戸市笠原町978番6 ③平成28年8月8日 ④株式会社J E C C 営業本部長 村上 春生 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号 ⑤745,200円(消費税及び地方消費税を含む月額) ⑥随意契約 ⑧地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号

●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成28年8月22日

茨城県警察本部長 世取山 茂

[掲載順序]

①落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第4条第1項の公告又は第5条第1項の公示を行った日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項

①茨城県内警察署計25施設で使用する電気約6,711,000キロワット時の供給契約, 予定数量: 6,711,000kWh ②茨城県警察本部会計課調度係 水戸市笠原町978番6 ③平成28年8月10日 ④株式会社F - Power 東京都港区六本木一丁目8番7号 ⑤113,306,944円(消費税及び地方消費税を除く) ⑥一般競争入札 ⑦平成28年6月30日 ⑨落札方式は、最低価格

## 正 誤

平成28年3月29日付け茨城県報号外第17号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	行	誤	正
19	上から14	様式第2号中 「 過疎県税免除額又は 復興県税免除額 ⑤ 」を	様式第2号中 「 過疎県税免除額又は 復興県税免除額 ⑥ 」を
19	上から14	「 過疎県税免除額、復 興県税免除額又は地 方活力県税免除額 ⑤ 」に、	「 過疎県税免除額、復 興県税免除額又は地 方活力県税免除額 ⑥ 」に、

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1月）  
（休日の場合は繰下発行）（金 3, 150円）

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)